

【ゴミ等の焼却が原因の火災統計について】

郡山地方広域消防組合管内では過去10年間（2013年から2022年まで）に137件のゴミ等の焼却が原因の火災が発生しています。家庭や事業所などで、焼却設備を用いずゴミや廃棄物を焼却する行為は、「廃棄物の処理に関する法律」で禁止されている一方で、習慣的な焼却行為が発火源となり、環境要因などと相まって火災に発展するケースが後を絶ちません。

これらの火災は、周囲の枯草火災に発展するだけでなく、周辺の建物へ延焼する等、公共の危険を脅かす危険な行為であることから、地域一体となった予防策を講じることが重要です。

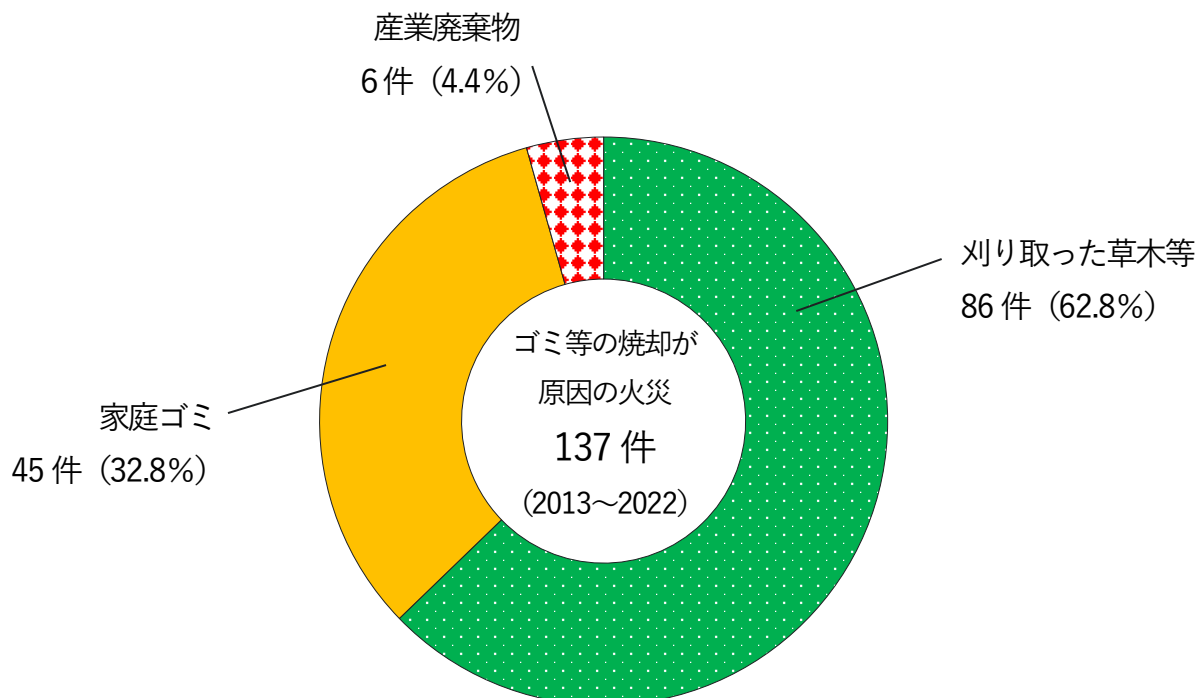
つきましては、類似火災の予防を図るため、以下のとおり統計資料をまとめましたのでお知らせします。

※ 家庭ゴミの他、廃棄物や枯草・枝等を集めて焼却し火災となったケースを分母とする。

※ 小数点を含むものは、小数第2位を四捨五入した数値。

1 焼却物別の分類

ゴミ等の焼却が原因の火災137件を焼却物別に分類すると、「刈り取った草木等」が86件（62.8%）と最も多く、次いで、家庭ゴミが45件（32.8%）、産業廃棄物が6件（4.4%）と続きます。



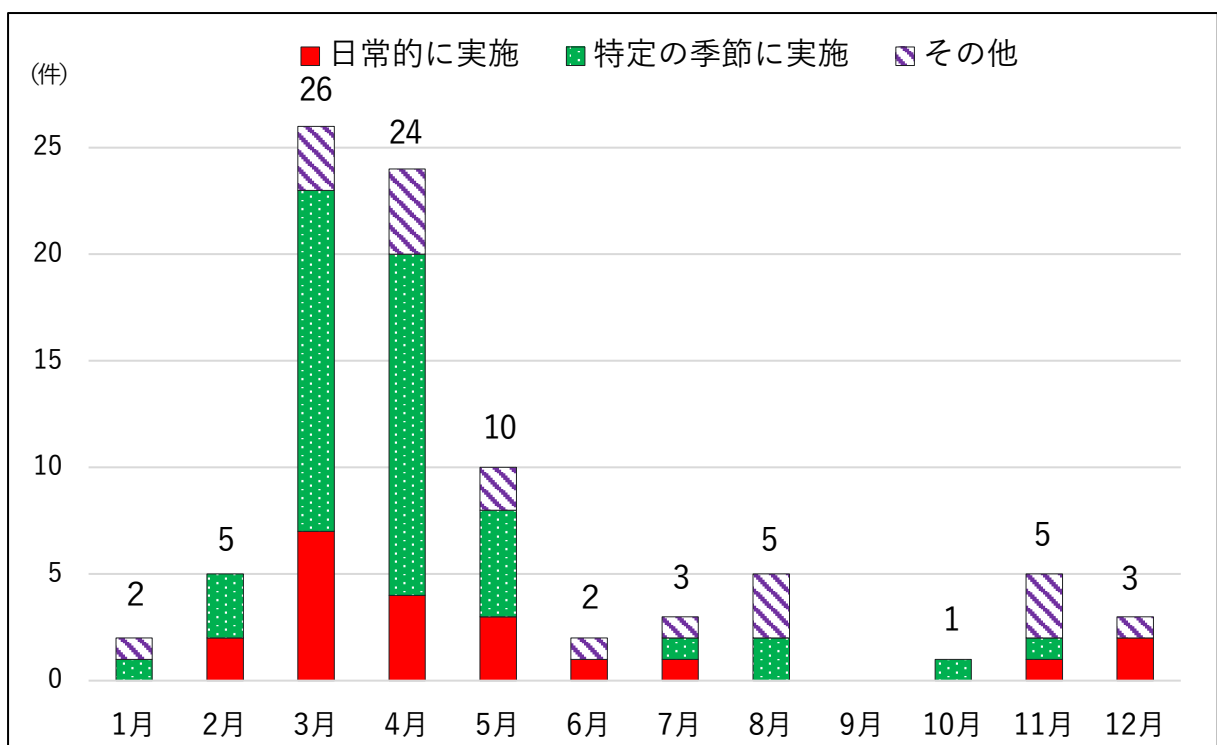
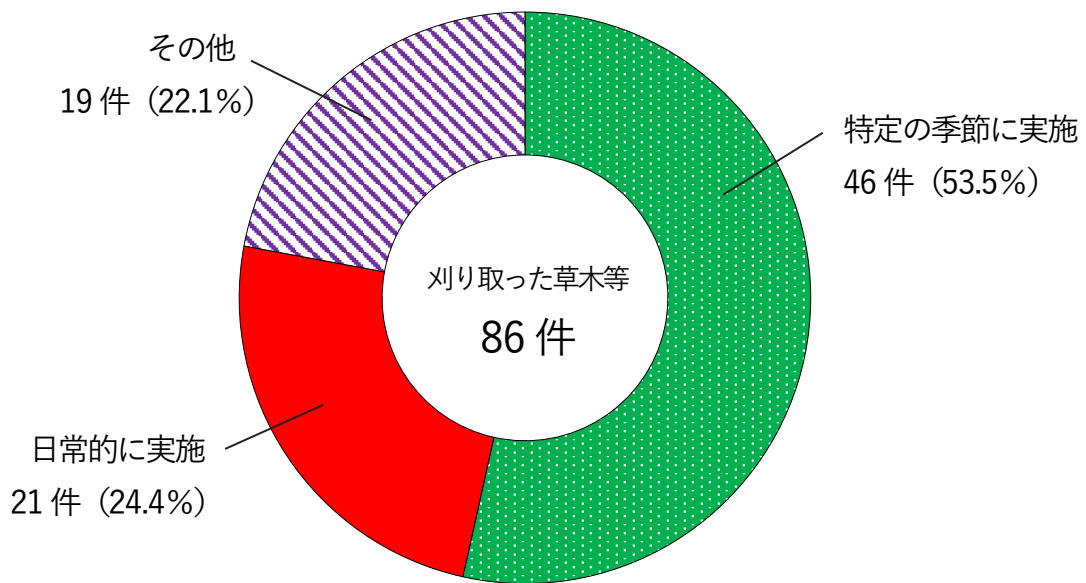
2 焼却行為に至る経緯

焼却行為に至る経緯を「日常的に実施」「特定の季節に実施」「その他」の3つに分類。

(1) 焼却物分類「刈り取った草木等」

「特定の季節に実施」が46件（「刈り取った草木等」86件のうち53.5%）と最も多く、農繁期前後に周辺の草を刈って燃やすなどしたケースや、落ち葉を集めて燃やしたケースが多くみられます。

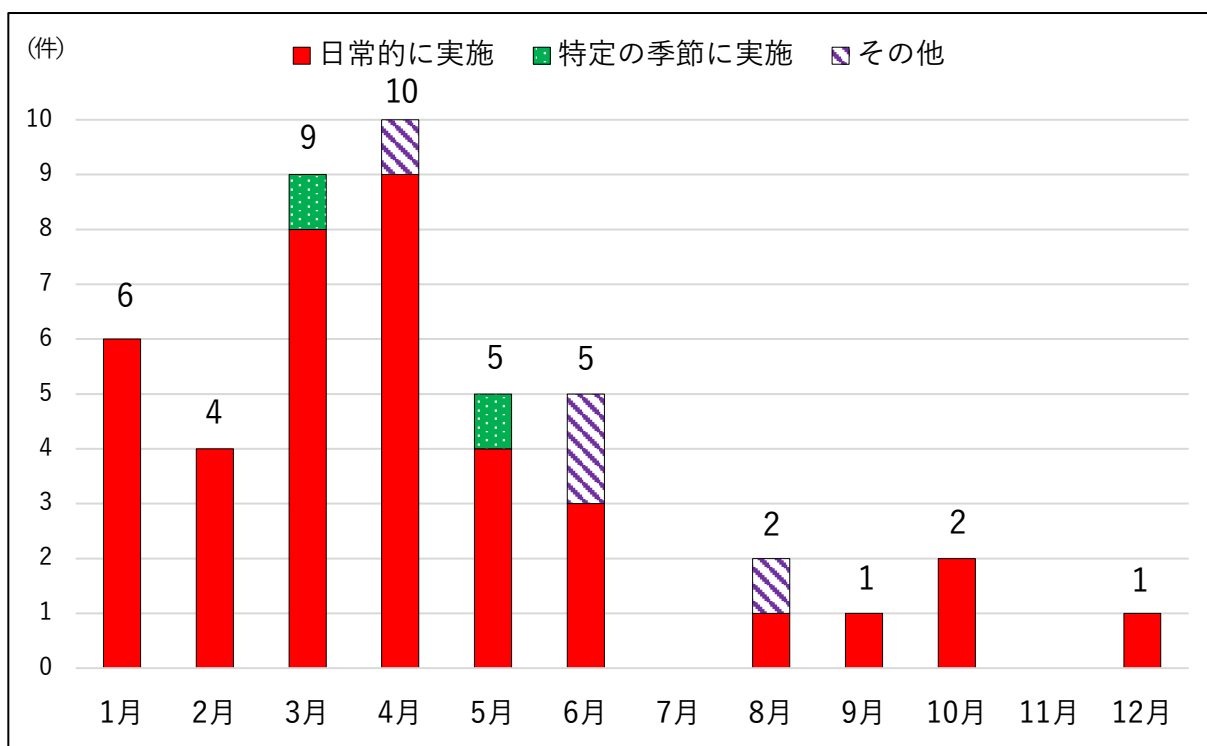
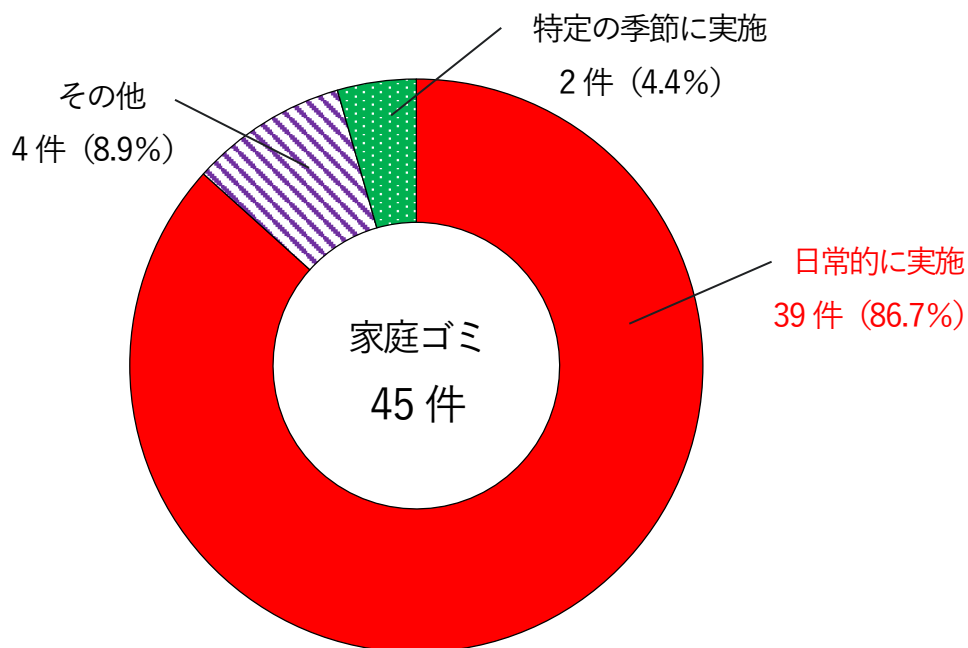
また、これらを月別にみると3、4月に集中していることが分かります。



(2) 焼却物分類「家庭ゴミ」

「日常的に実施」が39件（「家庭ゴミ」45件のうち86.7%）で最も多く、一定の場所で習慣的に家庭ゴミを焼却していたことが分かります。

また、これらを月別にみると、春に多い一方で、その他の季節でも一定の火災件数が計上されていることが分かります。



3 火災予防のポイント

(1) ゴミなどの焼却について

家庭や事業所などでの焼却設備を用いないゴミの焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

ゴミは、各自治体のルールに従い処分しましょう。

(2) 農業の一環として行われる田畑の焼却

- ① やむを得ない理由でたき火を実施する場合は、まずお住まいの自治体に確認しましょう。
- ② 自治体に確認したうえで、たき火を実施するときは郡山地方広域消防組合火災予防条例に基づき、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出」を消防署・各分署等に届け出たうえで、以下の点に注意して行ってください。

(消防署等への届出は、たき火の“許可”ではありません。)

- 周囲に建物や燃えやすい物がある場所では行わない
 - ・ たき火から山火事や住宅火災に発展した事例もあります
- 風が強いときは行わない
 - ・ 飛び火によって遠く離れたところに延焼する危険もあります
- 事前に燃やす範囲を決めてから行う
 - ・ 無計画に燃やすことは止めましょう
- 消火の準備をしてから行う
 - ・ 水や土などで消火する準備をしましょう
- 完全に消えるまで決してその場を離れない
 - ・ 完全に消火しないと再び燃えることがあります

【担当】

郡山地方広域消防組合消防本部
総務課 統計分析係 安藤(利)
TEL : 024 - 923 - 1740